

令和7年度議場制御部更新業務委託契約仕様書

1 総則

(1) 目的

本業務は、佐伯市（以下「委託者」という。）の議場及び録音機械室等に設置している音響・映像機器等からなる議場・音響映像システムの制御設備及び映像設備一式を更新することで議会運営の円滑化及び安定効率化を図ることを目的とする。

なお、本仕様書は、業務の実施内容について示すものであるが、業務の性質上当然実施しなければならないもの、また、この仕様書に記載のない事項であっても、本業務を遂行するため必要な事項は全て実施するとともに、従事者に周知徹底し、業務遂行に当たらなければならない。

(2) 履行場所

大分県佐伯市中村南町1番1号 佐伯市役所

(3) 業務内容

本会議場等における制御設備、映像設備を新規更新し、既設議会システムとの調整を構築するものである。

(4) 特記事項

ア 本業務の実施に当たり、契約締結後、直ちに委託者と本仕様書に基づく詳細な打ち合わせを行うこと

イ 制御機器等の調整・保証

受託者は、作業中の過失により委託者の機器等に損害を与えた場合、ただちに委託者に申し出るとともに、受託者の責任において速やかに補償復旧するものとする。受託者の申し出がなく、後日この事実が認められた場合も同様とする。また、機器の各部品の供給保証期間は、原則として当該機器の保証対応年数と同等とすること。

ウ 本会議場システムの保守業者と連携し業務を行うこと

エ 制御機器等の選定に当たっては、十分な稼働実績を有しているなど高い信頼性・安全性を有する製品を使用し、それらを構成した状態でシステムとして不具合なく作動するとともに、障害が発生した場合は迅速に対応できるものであること。また、省電力、省スペース化、メンテナンスの容易性も考慮すること。

オ システムの操作に当たっては、専門的知識のない職員であっても容易に操作ができるシステム構成であること。

2 一般仕様

(1) 法令、規定、基準の遵守

業務の実施に伴い、適用を受ける法令、規定、基準、指針等については、これを遵守し、遺漏のないようにすること。

(2) 一般管理

受注者は、業務の実施にあたってデータの漏洩、データの滅失、事故等の予防に十分留意し、業務の信頼性、安全性の確保に努めなければならない。

(3) 総括責任者

受注者は受託業務の総括責任者を置くこと。総括責任者は、業務実施中に従事者を指揮し、発注者の担当者と連絡を密にし、遺漏のないように努めること。

3 注意事項

- (1) 入札参加者は、本仕様書を熟読の上、入札に参加すること。また、落札者は、本仕様書の全ての事項に対し、責任を持って完全に契約を履行すること。
- (2) 本業務にかかる一切の経費は、委託料に含むこと。
- (3) 受託者は業務上知り得た秘密を第三者に開示又は漏えいしてはならない。

4 仕様書概要説明

(1) 計画概要

本業務は、設計・調達・設定・調整から設置・施行までを実施するものとする。

(2) 調達物品名及び構成内訳

調達物品名：映像設備、制御設備 一式

構成内訳：別紙1 機器明細書参照

(3) 信頼性

本設備の構築、積算にあたっては、システムの信頼性が最も重要視されるものであることを理解し、システムの障害発生時には迅速な復旧対応が可能になる機能、体制を考慮したものにすること。

ア 本会議場運営システムの不具合、調整不良及び故障等が生じた場合は、速やかに現地確認及び応急処置を行うこと。また、これらの対応のため、緊急時の初動体制を確保すること。

イ 現地確認の結果、制御機器等の交換又はソフトウェアのプログラム修正が必要な場合は、速やかに対応すること。

(4) 既設機器の撤去等

本業務により不要となる既設機器は受託者の負担で撤去し、適法に処分すること。ただし、利用できるものは再利用すること。

なお、受託者は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等を厳守して、業務の円滑な履行の確保及び生活環境の保全に努めるものとする。産業廃棄物として処分するものについては、廃棄物管理票（マニフェスト）を適正に保管するものとし、その写しを提出するものとする。

(5) 履行期間等

履行期間：契約締結の日から令和7年12月26日まで

(6) 契約不適合責任

受注者は物品の引き渡しの日から1年間、発注者の正常な管理の下において、製品の不良等、検査に置いて発見することが困難であった契約内容との不適合（以下「契約不適合」という。）が生じたときは、取替え、補修その他の日知ような措置を講じなければならない。ただし、契約不適合が受注者の故意又は重大な過失により生じたものであるときにはこの規定は適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

(7) 調達物品の要件等

ア 本業務の調達物品に係る性能、機能及び技術等の要求要件（以下、「技術的要件」という。）は、「5 調達物品が備えるべき技術的要件（性能、機能及び技術等の要求要件）」に示すとおりとする。

イ 技術的要件は、全て必須の要求要件である。

ウ 応札する物品は、原則として入札時点で製品化されていること。

エ 納入及び工事のスケジュールについては、工程表を提出し、議会事務局担当者と事前に協議するとともにその指示に従うこと。

オ 本業務は、議会運営に支障を来さないよう配慮して行わなければならないこと。また、既設設備に損害・障害を与えないよう十分に措置を講じること。

カ 調達物品は、契約書又は議会事務局担当者が指定する場所に搬入・設置し、配線・調整後に、必ず取扱い説明を行うこと。ただし、その諸経費は本調達物品費用に含まれるものとする。

キ 完成図書、システム運用マニュアルその他必要書類は、完成時に提出すること。

5 調達物品が備えるべき技術的要件（性能、機能及び技術等の要求要件）

(1) 議場制御設備

<機器収納架>

1, 品名：マルチビューワー DMON-6S

数量：1台

- ① 3G/HD/SD-SDI信号入力を6系統有すること。
- ② 入力された映像をマルチ表示が可能あり、カスタムレイアウトも可能であること。
- ③ 3G/HD/SD-SDI信号出力を1系統、HDMI信号出力を1系統有すること。

2, 品名：システムコントローラー(主)

数量：1台

- ① 既存音響映像設備と接続し、タッチパネルから操作可能であること。
- ② 制御インターフェースは8xIR, 8xI/O, 8xRS232C, 8xRelayを有すること。
- ③ 既存議会運営ソフトウェアがインストール可能であること。
- ④ EIA機器収納架にラックマウント設置が可能であること。

3, 品名：システムコントローラー(副)

数量：2台

- ① 既存音響映像設備と接続し、タッチパネルから操作可能であること。
- ② 制御インターフェースは2xIR, 4xI/O, 1xRS232C, 1xRS232C/422/485を有すること。

- ③ 既存議会運営ソフトウェアがインストール可能であること。
- ④ E I A機器収納架にラックマウント設置が可能であること。
- ⑤ システムコントローラ(副)は正・副の冗長化構成を組んでおり、正のシステムコントローラに支障が生じた際には、6、スイッチング電源により、副のシステムコントローラに切替され、議会運営を止めないこと。

4、品名：電源アダプタ P S N 4 . 4

数量：3台

- ① 2、3のシステムコントローラに電源供給可能であること。

5、品名：ラックマウント金具 A V B - R M K

数量：1組

- ① 3のシステムコントローラ(副)をE I A機器収納架にラックマウント設置が可能であること。

6、品名：スイッチング電源 P E - 4 1 0 4 A J

数量：1台

- ① T C P / I P と製品内蔵 1 0 / 1 0 0 イーサネットポートを使ったリモート電源制御が可能であること。
- ② 正のシステムコントローラに支障が生じた際には、副のシステムコントローラに切替可能であること。
- ③ E I A機器収納架にラックマウント設置が可能であること。

7、品名：拡張インターフェース K S - 4 2 2 N - R J 4 5 - T 6 P

数量：2台

- ① 17の旋回型HDビデオカメラのR S 4 2 2 信号をR S - 2 3 2 C に変換可能であること。

8、品名：電源分配器 P D - 1 1 3 0

数量：3台

- ① 既存制御設備と接続し、タッチパネルから操作可能であること。
- ② 最大定格電力は全コンセント合計 3 0 A 以上であること。連動、非連動電源に対応していること。

9、品名：場内表示インターフェース B S / X T 1 1 4 5 - J H

数量：1台

- ① 既存議会運営ソフトウェアの操作が可能であること。
- ② タッチパネルからの操作で、場内表示ディスプレイに発言残時間、出席議員数、オンエア

映像が分割表示可能であること。

- ③ H D M I 信号入出力を1系統以上有すること。
- ④ 電源はP o E +に対応していること。
- ⑤ M i c r o S Dカードスロットを有すること。

1 0、品名：スキャンコンバーター VC-1-SC

数量：1台

- ① 入力信号はS D I 信号、H D M I 信号、R G B /コンポーネント信号、アナログコンポジット信号、アナログ音声信号に対応していること。
- ② 出力信号はS D I 信号、H D M I 信号、アナログ音声信号に対応していること。
- ③ 入力された信号を内部のスケーラーでアップ/ダウン/クロス/スキャンコンバートが可能であり、フレームレート、I P、アスペクト変換にも対応していること。
- ④ フレームシンクロナイザー機能を有すること。

1 1、品名：ビデオコンバーター VPC-DX1

数量：1台

- ① 入力信号はS D I 信号、H D M I 信号に対応していること。
- ② 出力信号はH D M I 信号、V G A 信号、アナログコンポーネント信号、アナログコンポジット信号に対応していること。
- ③ ディップスイッチの設定により、入力されたビデオ信号を任意のビデオ信号に変換し出力が可能であること。

1 2、品名：21.5型タッチモニター ET2202L-2UWA-O-BL-G

数量：1台

- ① 解像度は1920 x 1080以上であること。
- ② H D M I 信号及びアナログR G B 信号入出力を1系統以上有すること。
- ③ 制御ポートはU S B - B 規格を有すること。
- ④ 既存議会運営ソフトウェアを操作可能であること。

1 3、品名：タッチパネルインターフェース BS/XT1145-TPI

数量：1台

- ① 既存議会運営ソフトウェアの操作が可能であること。
- ② タッチパネル内に本会議場に設置されているすべてのカメラ映像及びオンエア映像が表示可能であること。
- ③ H D M I 信号入出力を1系統以上有すること。
- ④ 電源はP o E +に対応していること。
- ⑤ M i c r o S Dカードスロットを有すること。

14、品名：HDMI信号同軸延長器(送信) CRO-H26T

数量：1台

- ① HDMI信号入力を有すること。
- ② RS-232C信号入力を有すること。
- ② 入力されたHDMI信号及びRS232C信号をIMG, Link信号に変換し、同軸ケーブル(L-5CFB)で100m以上延長送信が可能であること。

15、品名：HDMI信号同軸延長器(受信) CRO-URS2A

数量：1台

- ① IMG, Link信号入力を有すること。
- ② HDMI信号及びアナログ音声信号、RS-232C信号の出力が可能であること。

16、品名：PoEスイッチ 4629R

数量：1台

- ① 既存制御設備と接続し、タッチパネルから操作可能であること。
- ② PoE+出力が可能であること。
- ③ 10/100/1000BASE-Tに対応しており、入出力は24ポート以上であること。

17、品名：旋回型ビデオカメラ SRG-X400W

数量：4台

- ① 4Kイメージセンサーを搭載していること。
- ② 光学20倍以上のズーム機能を有しており、デジタルズーム機能も併せて40倍のズーム機能を有すること。
- ③ 最大256以上のカメラ位置プリセット機能を有すること。
- ④ 水平画角は70度以上であり、本会議場全体を撮影可能であること。
- ⑤ HDMI信号及び3G/HD/SD-SDI信号出力を1系統以上有すること。
- ⑥ 制御信号はRS-422及びIPに対応していること。
- ⑦ 電源はPoE+に対応していること。

18、品名：カメラ取付金具

数量：4組

- ① 17の旋回型ビデオカメラを本会議場の壁面に設置可能であること。
- ② 17の旋回型ビデオカメラの本体色に合わせた塗装色が選択可能であること。

19、議会運営ソフトウェア改修

数量：1式

- ① 既存設備、及び更新設備が現在の議会運営ソフトウェアで同様に動作可能になるようにソフトウェアを改修すること。
- ② 改修に伴い変更点などが発生する場合には、事前に本議会担当者と協議し承認を受けること。

(2) 議会映像設備作業、調整要件

ア システム作業要件

- ① 既設制御設備、映像設備の撤去作業
- ② 新規制御設備及び映像設備機器据付作業
- ③ 既設議会運営システムとの通線及び端末処理作業

イ システム調整要件

- ① 既設議会運営システムとの接続に伴う設計作業
- ② 既設システムとの接続確認及び設定変更作業
- ③ 既設システムソフトウェアの改修及び設定変更作業
- ④ ソフトウェア調整、映像音響調整作業

6 その他

- (1) 議場における制御設備及び映像音声設備を新規更新し、既設議会システムとの調整を行う際には、既存設備との連携を行い、本議会事務局担当者に承諾を得るものとし、指示に応じて是正作業を実施するものとする。
- (2) 各機器の据付位置については本議会事務局担当者と協議し事前に承諾を得るものとする。
- (3) 更新後、最初の定例会について立会作業を実施すること。立会日程については本議会事務局担当者と協議し承諾を得るものとする。
- (4) 本仕様書に定めがない事項については、別途協議のうえ定めるものとする。

7 提出書類要件

受注者は、本業務に必要な発注者が定める書類を提出すること。なお、承諾された事項を変更する際は、その都度発注者の承諾を受けること。

提出書類の概略は、以下のとおりとする。

(1) 本会議等運営システムの構築完了時の成果物は、完成図書を2部提出すること。また、指定したファイル様式で作成した電子媒体に記録したものも納入すること。

(2) 提出図書の概要は次のとおりとする。

ア・業務実施体制図

- ・導入スケジュール
- ・導入機器仕様書

イ 完成図書

- ・導入品仕様一覧（機器仕様書）
- ・本システム系統図

- ・本システム実装図
 - ・本システム平面配置図
 - ・試験成績書
 - ・打ち合わせ時の議事録
 - ・施工写真（材料検収、施工前、施工後）
- ウ その他、発注者より指示のあったもの

以上